

## ＜ 大口定期 ＞商品概要説明書（1）

平成24年7月10日現在

1.	商品名	● 自由金利型定期預金
	(愛称)	(大口定期)
2.	販売対象	● 法人、個人
3.	期間	● 定額方式 1か月、3か月、6ヶ月、1年、2年、3年、4年、5年  ● 満期日指定方式 1か月超5年未満  ● 定額方式の場合は、預入時の申し出により自動継続(元金継続、元利金継続)の取扱いが できます。
	4. 預入	
	預入方法	● 一括預入
	預入金額	● 1,000万円以上
	預入単位	● 1円単位
5.	払戻方法	● 満期日以後に一括して払い戻します。
6.	利息	
	適用金利	● 固定金利 ● 預入時の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ● 自動継続の利率は、継続日における店頭表示の利率を適用します。
	利払方法 (頻度)	● 預入期間2年未満のものは満期日以後に一括してお支払いします。 ● 預入期間2年以上のものは中間利払日(預入日から満期日の1年前の応答日までの間に 到来する預入日の1年毎の応答日)以後および満期日以後に分割してお支払いします。 なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の 前日までの日数および中間利払利率(約定利率×70%)により計算します。
	計算方法	● 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算
7.	税金	● 個人の利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ● 法人は総合課税となります。 ※平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる 利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315% (国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
	8. 手数料	_____
9.	付加できる 特約事項	_____

## ＜ 大口定期 ＞商品概要説明書（2）

平成24年7月10日現在

<p>10. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 満期日前に解約する場合は、下記の預入期間に応じた期限前解約利率および預入日から解約日の前日までの日数により計算した期限前解約利息とともにお支払いします。          なお、中間払利息が支払われている場合には、期限前解約利息との差額を清算します。</li>   <li>預入日から1か月未満に解約の場合・・・下記A、B、Cのいずれか最も低い利率          （Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）</li> <li>預入日から1か月以降に解約の場合・・・下記B、Cのいずれか低い利率          （Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは、0%とします。）</li>   <li>A：解約日における普通預金利率</li> <li>B：約定利率－約定利率×30%  <math display="block">\text{（基準利率－約定利率）} \times \text{（約定日数－預入日数）}</math></li> <li>C：約定利率－  <math display="block">\frac{\text{預入日数}}{\text{（約定日数－預入日数）}}</math></li>   <li>※ 基準利率とは、解約日にこの預金の元金を証書（通帳）記載の満期日までに新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当金庫所定の利率です。</li> </ul>
<p>11. 金利情報の入手方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
<p>12. 苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：0120-58-3311）にお申し出ください。</li> <li>● 紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）、埼玉弁護士会（電話：048-710-5666）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）もしくは、関東地区しんきん相談所（9時～17時、電話：03-5524-5671）にお申し出ください。          また、お客様から、上記の弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。          なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。          その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。          詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談室もしくは全国しんきん相談所にお問合わせください。</li> </ul>
<p>13. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 満期日以後の利息（自動継続扱いの継続を停止した場合は含みます。）は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。</li> <li>● 自動継続扱いは次の2つからお選びいただけます。          元金継続型……満期日にお利息を元金に加えて継続します。          元金継続型……満期日にお利息をご指定口座に入金し、元金だけ継続します。</li> <li>● この預金は「自由金利型定期預金規定」によりお取扱いします。          本規定をご希望の方は窓口までお申し付けください。</li> <li>● 預金保険制度の付保対象預金です。          （当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。）</li> </ul>